

## 市街化区域内の農地転用について

●市街化区域内であれば、目的に応じた届出書をご提出ください。

| 農地法 | 転用主体と目的のちがい     | 届出者                     |
|-----|-----------------|-------------------------|
| 第4条 | 農地所有者の自己目的による転用 | 農地所有者、または委任を受けた者        |
| 第5条 | 譲受人の目的による転用     | 譲渡人及び譲受人、または双方から委任を受けた者 |

●届出に必要なもの

◎印・・・必ず必要なもの

○印・・・該当する場合、必要なもの

|   | 書類の名称                          | 備考   | 農地法第4条 | 農地法第5条 |
|---|--------------------------------|--|--------|--------|
| ◎ | 届出書(正・副)                       | 転用にあたって他法令の指定を受けていないか確認                            | 1部     | 1部     |
| ◎ | 位置図                            | 明細地図程度のもの(届出場所を朱線等で明記)                             | 1部     | 1部     |
| ◎ | 公図の写し                          | 原本、証明日から3ヶ月以内のもの<br>分筆を必要とする場合は、分筆後のもの             | 1部     | 1部     |
| ◎ | 土地全部事項証明書                      | 原本、証明日から3ヶ月以内のもの                                   | 1部     | 1部     |
| ○ | 開発許可書の写し                       | 都市計画法第29条の開発許可が必要な場合(500㎡以上)                       | -      | 1部     |
| ○ | 委任状                            | 届出者が農業委員会事務局へ直接届出書を提出できない場合。5条の届出の場合は譲受人及び譲渡人からのもの | 1部     | 1部     |
| ○ | 仮登記承諾書                         | 届出をする土地に仮登記が設定されている場合                              | -      | 1部     |
| ○ | 戸籍謄本                           | 届出者が未成年の場合   | 1部     | 1部     |
| ○ | 土地改良区の受理証明                     | 土地改良区の受益区域の場合                                      | 1部     | 1部     |
| ○ | 譲渡人の住民票・不在住証明書・住居表示変更証明書・戸籍の附票 | 譲渡人の現住所が土地全部事項証明書の住所と異なる場合                         | 1部     | 1部     |
| ○ | 法人資格証明                         | 譲渡法人の現住所が土地全部事項証明書の住所と異なる場合                        | 1部     | 1部     |

●ご注意ください

※駐車場や資材置場への転用の場合、500㎡以上の埋め立て等(盛り土、切り土)がある場合は、「大磯町土地埋立て等規制条例」(大磯町環境美化センター)に係る許可が必要となります。【要確認】

※届出をただけでは土地登記簿上の地目は変わりません。必ず法務局で地目変更登記の手続きをして下さい。

※固定資産税の評価が農地以外であっても、土地登記簿上の地目が農地のときは転用の届出が必要です。

※工事作業場のような一時的な転用にも届出が必要です。

※届出は随時受け付けし、1～2日後受理書を交付します。

●届出書ダウンロードはこちらから→ <http://www.town.oiso.kanagawa.jp/gyosei/nougyo/1359101925620.html>

農業委員会へのお問い合わせ  
電話:0463-61-4100 内線358

[前のページに戻る](#)

[ホームへ](#)